

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">老発第0124003号 平成18年1月24日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に係る国庫負担金については、平成16年度における三位一体改革により廃止し、一般財源化されたところであるが、引き続き地方自治体における法第11条の規定による措置が適切かつ円滑に行われるよう支援していくため、今般、別紙のとおり「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱に関する指針」を定めたので通知する。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言とする。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、「老人福祉法による養護老人ホームにおける病弱者等介護加算制度について」（平成10年8月7日老発第507号厚生省老人保健福祉局長通知）及び「老人保護措置費の国庫負担（除雪費）の取扱いについて」（昭和54年4月5日社老第17号社会局長通知）は、平成16年度限りで廃止する。</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">老人保護措置費に係る各種加算等の取扱に関する指針</p> <p>1 加算内容 別記のとおり。</p> <p>2 加算の考え方 加算額の決定にあたっては、養護老人ホームが所在する市町村の長（以下</p>	<p style="text-align: right;">老発第0124003号 平成18年1月24日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に係る国庫負担金については、平成16年度における三位一体改革により廃止し、一般財源化されたところであるが、引き続き地方自治体における法第11条の規定による措置が適切かつ円滑に行われるよう支援していくため、今般、別紙のとおり「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱に関する指針」を定めたので通知する。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言とする。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、「老人福祉法による養護老人ホームにおける病弱者等介護加算制度について」（平成10年8月7日老発第507号厚生省老人保健福祉局長通知）及び「老人保護措置費の国庫負担（除雪費）の取扱いについて」（昭和54年4月5日社老第17号社会局長通知）は、平成16年度限りで廃止する。</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">老人保護措置費に係る各種加算等の取扱に関する指針</p> <p>1 加算内容 別記のとおり。</p> <p>2 加算の考え方 加算額の決定にあたっては、養護老人ホームが所在する市町村の長（以下</p>

「市町村長」という。)が行うものとし、本指針に定める単価を参考に、地域の賃金の状況その他地域の物価等を勘案し、地域の実情に応じ、適正な水準とすること。

なお、市町村長は、加算対象者、加算対象施設及び費用の支弁について当該施設及び当該対象者を措置した市町村の長に通知すること。

別記

1 障害者等加算

(1) 目的

養護老人ホームの入所者のうち、要支援者・要介護者が有する介護ニーズについては、介護保険サービスにより対応することとされているが、要支援・要介護非該当者であっても継続的な援護を要する者が入所していることに鑑み、これらの者を援護できる体制の整備をすることにより、入所者処遇の充実を図るものである。

(2) 加算の対象

ア 加算対象施設

イにより加算対象と認められる者が入所定員（要支援・要介護該当者を除く。）の30%以上入所している養護老人ホームで市町村長が認定した施設とする。

イ 対象者

入所者のうち要支援、要介護非該当者であり、かつ、継続的な援護を要する者として、市町村長が適当と認めたもの。

(例) アルコール中毒患者、知的障害者等であり、援護を必要とする者等

「市町村長」という。)が行うものとし、本指針に定める単価を参考に、地域の賃金の状況その他地域の物価等を勘案し、地域の実情に応じ、適正な水準とすること。

なお、市町村長は、加算対象者、加算対象施設及び費用の支弁について当該施設及び当該対象者を措置した市町村の長に通知すること。

別記

1 病弱者等介護加算

(1) 目的

養護老人ホームにおいて病弱な老人等が一定割合以上入所する場合及び当該施設のうち職員配置基準を超えて介護職員を配置し、夜勤体制に移行している場合に加算し、病弱な老人等に対する処遇の充実を図るものである。

(2) 加算の対象

ア 加算対象施設

(ア) 病弱者等介護加算

イにより加算対象と認められる者が入所定員の30%以上入所している養護老人ホームで市町村長が認定した施設とする。

(イ) 夜勤介護職員加算

上記の加算対象施設と認められた施設のうち、職員配置基準を超えて介護職員が配置され、夜勤体制に移行している施設とする。(盲老人ホームを除く。)

イ 加算対象者

(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者とする。なお、(ア)から(エ)までの複数に該当する場合であっても、対象人員の算定に当たっては、主たる要件のみに該当するものとして取り扱うこと。

(ア) 一般老人ホーム(盲老人ホーム以外の養護老人ホームをいう。以下同じ。)入所者のうち、介護保険法における介護老人福祉施設への入所対象となる者と同程度の状態であると認められる者。

(イ) 一般老人ホームの入所者のうち、障害年金、障害福祉年金及び国民年金法附則第32条により旧国民年金法第79条の2第2項及び第80条第3項に定める老齢福祉年金の給付を受けている者。

(ウ) 養護老人ホーム入所者のうち、「老人ホームへの入所措置等の指針について」(昭和62年1月31日社老第8号)の別紙(「老人ホーム入所判定審査票」の3の(3)のイの(ア)に該当する者であって、(4)の問題行動の軽度が2項目以上又は中度が1項目以上あり、その状態が継続すると認められるもの。

(3) 加算単価

加算対象者1人当たりの加算単価(月額)は、次に掲げる額とする。

施設定員	加算単価
50人～60人	35,400円
61人～80人	30,330円
81人～100人	25,280円
111人～150人	20,230円
151人～200人	15,160円
201人以上	10,120円

(削除)

(4) 認定方法

- ア 加算対象施設及び加算対象者の認定の時期については、毎年4月1日現在において行うこととする。
イ 市町村長は、管内に所在する施設から別紙様式1を参考とした申請書を

(エ) (ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない一般老人ホーム入所者のうち、相当程度の期間にわたって介護等に多大の比重を占める者であつて、市町村長が適当と認めたもの(アルコール中毒患者、知的障害者及び認知症患者等であつて、常時又は随時の介護を必要とするもの等)。

(オ) 盲老人ホームの入所者のうち、夜間業務(オムツ交換、便所への誘導介助等)を必要とする者。

(3) 加算単価

ア 病弱者等介護加算

加算対象者1人当たりの加算単価(月額)は、次に掲げる額とする。

施設定員	一般老人ホーム	盲老人ホーム
50人～60人	35,400円	22,250円
61人～80人	30,330円	19,210円
81人～100人	25,280円	16,180円
111人～150人	20,230円	—
151人～200人	15,160円	—
201人以上	10,120円	—

イ 夜勤介護職員加算

区分	1施設当たり年額
特別区	5,745,000円
特甲地	5,644,000円
甲地	5,441,000円
乙地	5,289,000円
丙地	5,136,000円

(注) この加算額は、毎月支弁する事務費の加算分として支弁するものとし、その加算分の措置費単価は、次の算式により算定すること。(ただし、10円未満は四捨五入)

(略)計算式

(4) 認定方法

- ア 加算対象施設及び加算対象者の認定の時期については、毎年4月1日現在において行うこととする。
イ 市町村長は、管内に所在する施設から別紙様式1を参考とした申請書を

提出させ、その内容を十分審査し、加算対象施設を認定すること。

(5) その他

「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)別紙1の1のイの特別事務費月額算定に当たっては、(3)の加算単価を1人当たり月額として、加算対象者を措置した場合の額及び加算対象者以外の者を措置した場合の額をそれぞれ算定すること。

2 夜勤体制加算

(1) 目的

夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行うため、職員配置基準を超えて支援員を配置することにより、入所者に対する処遇の充実を図る。

(2) 加算の対象

次のいずれかに該当する施設であり、かつ、夜勤体制に移行している場合であって、市町村長が認定した施設とする。なお、双方の要件に該当する場合であっても、対象施設の認定に当たっては、主たる要件のみに該当するものとして取り扱うこと。

提出させ、その内容を十分審査し、加算対象施設を認定すること。

(5) 平成10年度から平成14年度まで経過措置を適用してきた場合の取扱いについて

ア (3)のアにより算定した額(以下「新加算額」とする。)が平成10年2月4日厚生省発第8号改正時点の交付要綱による1の(1)のイの(イ)、(ウ)及び(エ)による加算(以下「旧加算額」とする。)の総額に満たないため、平成10年度から平成14年度までの経過措置として旧加算額を適用してきた場合には、市町村長の判断により扱うことができるものであること。

イ (5)のアにより旧加算額が適用される場合の加算額及び単価の算定は、従前の例によるものとする。

ウ 旧加算額と新加算額を比較する場合、新加算額には夜勤介護職員加算は含まない。

エ 既に新加算額が適用されている施設において、年度途中に加算対象者の入所定員に対する率が30%未満になった場合又は新加算額が旧加算額を下回るに至った場合においては、当該年度は新加算額を加算対象者について加算することとする。

なお、当該施設については旧加算額の適用は行わない。

(6) その他

ア 「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)別紙1の1のイの特別事務費月額算定に当たっては、(3)のアの加算単価を1人当たり月額として、加算対象者を措置した場合の額及び加算対象者以外の者を措置した場合の額をそれぞれ算定すること。

また、(3)のイについては、入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額(10円未満四捨五入)により、算定すること。

イ 盲老人ホームについては、病弱者等介護加算の実施に併せて、勤務態勢を宿直から夜間も業務できる体制へ移行すること。

ウ (3)のアにより算定した額が平成10年2月8日厚生省第8号改正時点の交付要綱による1の(1)のイの(イ)、(ウ)及び(エ)による加算の総額に満たないときは、市町村長の判断により取扱うことができるものとする。

- ア 1の障害者等加算を受けている施設
 イ 要介護認定を受けた者が入所定員の30%以上入所する施設
 (3) 加算単価

区 分	1施設当たり年額
13/100	5,815,000円
11/100	5,713,000円
10/100	5,662,000円
8/100	5,560,000円
7/100	5,510,000円
6/100	5,459,000円
5/100	5,408,000円
4/100	5,357,000円
3/100	5,306,000円
2/100	5,255,000円
1/100	5,204,000円
上記以外	5,153,000円

(注)

- 1 「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)別紙
 2 「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)別紙1の1のイの特別事務費月額額の算定に当たっては、入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額(10円未満四捨五入)により、算定すること。

(4) 認定方法

- ア 加算対象施設及び加算対象者の認定の時期については、毎年4月1日現在において行うこととする。
 イ 市町村長は、管内に所在する施設から別紙様式2を参考とした申請書を提出させ、その内容を十分審査し、加算対象施設を認定すること。

3 入所者処遇特別加算 (略)

- (1)~(4) (略)
 (5) 加算の方法等
 ア 加算の認定
 市町村長は、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式3-1を

2 入所者処遇特別加算

- (1)~(4) (略)
 (5) 加算の方法等
 ア 加算の認定
 市町村長は、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式2-1を

参考とした申請書を毎年12月末までに提出させ当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には別紙様式3-2を参考とした認定書を当該施設に速やかに通知し、次の方法により加算すること。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

(6) 報告等

ア 市町村長は、本加算を行った施設から別紙様式3-1を参考とした実績報告書を翌年4月末日までに提出させること。なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、その実績報告書を参考に決定すること。

イ (略)

4 施設機能強化推進費

(1) (略)

(2) 事業の種類及び内容

ア 種類

① 社会復帰等自立促進事業

(ア) 施設入所者社会復帰促進事業

(イ) 心身機能低下防止事業

(ウ) 処遇困難事例研究事業

② 専門機能強化事業

(ア) 介護機能強化事業

(イ) 機能回復訓練機能強化事業

(ウ) 技術訓練機能強化事業

(エ) 高度処遇強化事業

③ 総合防災対策強化事業

イ 内容

別表のとおり。

(3)～(5) (略)

(6) 報告等

ア (略)

イ 市町村長は、本事業を実施した施設から別紙様式4を参考とした事業実績報告書を毎年4月末日までに提出させること。

ウ (略)

5 民間施設給与等改善費

(1) 目的 (略)

(2) 基本分

なお、当該施設の「職員1人当たりの平均勤続年数」の算定は、次に

参考とした申請書を毎年12月末までに提出させ当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には別紙様式2-2を参考とした認定書を当該施設に速やかに通知し、次の方法により加算すること。

(ア)～(ウ) (略)

イ (略)

(6) 報告等

ア 市町村長は、本加算を行った施設から別紙様式2-1を参考とした実績報告書を翌年4月末日までに提出させること。なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、その実績報告書を参考に決定すること。

イ (略)

3 施設機能強化推進費

(1) (略)

(2) 事業の種類及び内容

ア 種類

① 社会復帰等自立促進事業

(ア) 施設入所者社会復帰促進事業

(イ) 心身機能低下防止事業

(ウ) 処遇困難事例研究事業

② 専門機能強化事業

(ア) 介護機能強化事業

(イ) 機能回復訓練機能強化事業

(ウ) 技術訓練機能強化事業

③ 総合防災対策強化事業

イ 内容

「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」(昭和62年7月16日社施第90号)の別表に準じる。

(3)～(5) (略)

(6) 報告等

ア (略)

イ 市町村長は、本事業を実施した施設から別紙様式3を参考とした事業実績報告書を毎年4月末日までに提出させること。

ウ (略)

4 民間施設給与等改善費

(1) 目的 (略)

(2) 基本分

なお、当該施設の「職員1人当たりの平均勤続年数」の算定は、次に

より行うものであること。

ア～ウ (略)

エ 市町村長は、前記ウの1施設当たりの職員平均勤続年数の算定に当たり、本加算を受けようとする施設から別紙様式5-1を参考とした調書を提出させること。なお、加算の認定は当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度の中途において当該施設の職員に異動があった場合にも再計算は行わないものであること。

オ (略)

(3) (略)

(4) 管理費スプリンクラー設置加算分

ア (略)

イ 市町村長は、本加算を受けようとする施設から別紙様式5-2を参考とした申請書及びスプリンクラー設備を設置したことを証明する書類(消防法施行規則第31条の3第4項にいう消防機関が発行する検査済証または当該設備整備工事の完了を証する書類の写し)を提出させること。

ウ～エ (略)

6 除雪費 (略)

7 医師に係る人件費の取扱い

(1) 医師に係る人件費の単価の適用区分 (略)

(2) 単価の決定等

ア 単価は、当該施設の長の申請又は届出に基づき、市町村長が次により決定するものとする。

(ア) 市町村長は、(1)のアの単価の適用を受けようとする施設の長から、あらかじめ、別紙様式6-1を参考とした申請書を提出させるものとし、市町村長はこれに基づき、医師の勤務実態等を審査・確認のうえ(1)のアの単価の適用を決定すること。なお、この申請のない施設については(1)のイの単価とすること。

(イ) (1)のアの単価の適用後、(1)のイの単価に変更する事由の生じた場合には、市町村長は、当該施設の長から、速やかに別紙様式6-2を参考とした申請書を提出させるものとし、市町村長は、これに基づき(1)のイの単価の適用を決定すること。

イ～ウ (略)

8 老人短期入所加算

(1) 目的

在宅において生活することが一時的に困難となった者を短期間入所させた場合に、様々な援護を要することから、その処遇の向上を図るものである。

より行うものであること。

ア～ウ (略)

エ 市町村長は、前記ウの1施設当たりの職員平均勤続年数の算定に当たり、本加算を受けようとする施設から別紙様式4-1を参考とした調書を提出させること。なお、加算の認定は当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度の中途において当該施設の職員に異動があった場合にも再計算は行わないものであること。

オ (略)

(3) (略)

(4) 管理費スプリンクラー設置加算分

ア (略)

イ 市町村長は、本加算を受けようとする施設から別紙様式4-2を参考とした申請書及びスプリンクラー設備を設置したことを証明する書類(消防法施行規則第31条の3第4項にいう消防機関が発行する検査済証または当該設備整備工事の完了を証する書類の写し)を提出させること。

ウ～エ (略)

5 除雪費 (略)

6 医師に係る人件費の取扱い

(1) 医師に係る人件費の単価の適用区分 (略)

(2) 単価の決定等

ア 単価は、当該施設の長の申請又は届出に基づき、市町村長が次により決定するものとする。

(ア) 市町村長は、(1)のアの単価の適用を受けようとする施設の長から、あらかじめ、別紙様式5-1を参考とした申請書を提出させるものとし、市町村長はこれに基づき、医師の勤務実態等を審査・確認のうえ(1)のアの単価の適用を決定すること。なお、この申請のない施設については(1)のイの単価とすること。

(イ) (1)のアの単価の適用後、(1)のイの単価に変更する事由の生じた場合には、市町村長は、当該施設の長から、速やかに別紙様式5-2を参考とした申請書を提出させるものとし、市町村長は、これに基づき(1)のイの単価の適用を決定すること。

イ～ウ (略)

(2) 加算の対象

要支援又は要介護非該当者であり、かつ、高齢者虐待等により、在宅において生活することが一時的に困難となった者であって、介護保険の短期入所生活介護等の利用や、やむを得ない事由による短期入所の措置が著しく困難である者。

(3) 加算単価

対象となる入所者1人につき1日当たり 300円

(4) 認定方法

市町村長は、養護老人ホームへの短期入所の要否を判定するにあたっては、本指針を基にその必要性を検討すること。

なお、その際には、必要に応じ、入所判定委員会等を活用すること。

ただし、緊急を要すると市町村長が認める場合にあつては、利用申請手続等は、事後でも差し支えないものとする。この場合、手続はできるだけ速やかに行うものとする。

(5) その他

ア 原則として、入所の期間が概ね30日以内の者を対象とする。

ただし、やむを得ない場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

イ 実施にあたっては、地域包括支援センター、福祉事務所及び民生委員等の関係機関等との十分な連携を図ること。

9 介護サービス利用者負担加算

(1) 目的

入所者が介護保険サービスを利用した場合に、その利用に係る利用者負担の一部について加算することにより、必要な介護サービスの利用を図る。

(2) 加算の対象

養護老人ホームの入所者であつて、介護保険サービスを利用した者。

(3) 加算額

ア 養護老人ホーム入所者のうち、介護保険サービスを利用した者に対し、当該者が支払うべき介護保険サービスの利用者負担月額として必要とされる額に、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)別紙2の別表1の費用徴収基準に定める階層区分に応じて、下記に定める割合を乗じた額を加算する。

イ 費用徴収階層が39階層の者に係る介護サービスの利用料については、全額自己負担を原則とするが、これにより、当該者の経済状況が、加算を受ける他の入所者と比較し、不合理であると市町村が認めるときは、38階層の支弁割合を上限に加算を行うことができる。

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	30	65%
2～22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%

(4) 認定方法

市町村長は、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式7を参考とした申請書を提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には加算対象施設として認定し、施設に速やかに通知するとともに、次の方法により加算すること。

ア 算定は、前月の居宅サービスの利用実績及び費用徴収階層等に基づき行うこと。

イ 申請に当たっては、次の書類を添付させること。

(ア) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号)に定める介護サービス計画書第7票等、加算の対象となる者による居宅サービスの利用状況(見込)が把握できるもの。

(イ) 加算の対象となるものの費用徴収階層が把握できるもの。

なお、継続して本加算を受ける者については、当該者の費用徴収階層が変更となった場合を除き、省略することができる。

改正後

改正前

(別表)

	社会復帰等自立促進事業			専門機能強化事業				総合防災対策強化事業
	施設入所者社会復帰促進事業	心身機能低下防止事業	処遇困難事例研究事業	介護機能強化事業	機能回復訓練機能強化事業	技術訓練機能強化事業	高度処遇強化事業	
1. 事業内容・目的	就労し社会で活躍している施設経験者やアルコール中絶から立ち直った者等を招き、就労のための心構えや断酒のための生活方法等社会で自立生活を営むための必要な心構え、準備について情報交換を行うことにより、入所者の就労等による社会復帰を促進す	地域の児童、学生、老人クラブ等を定期的に招へいし、入所者と座談会、レクリエーション及び身寄りのない入所者との一日親子等対話、交流の機会を設けることにより老人ホーム等入所者の孤独感の解消、生きがい高揚、痴呆の進行防止、身体機能低下防止等を	在宅の寝たきり老人、認知症高齢者等の介護経験者を招き、近隣の施設の指導員、寮母等と共に処遇困難ケースについての研究会を行うほか、職員の施設間交流により新たな処遇技術を体得させる。	家庭において、寝たきり老人、痴呆性老人及び重度障害者(児)を抱え介護している家族等を対象として、介護方法についての相談に応じ、指導することを通じて、寝たきり老人等の多様な態様や、それに対応して家族で行っている様々な介護の方法、本人と家族	家庭において、寝たきり老人、重度障害者(児)の介護に当たっている家族等を対象として、機能回復訓練や補装具・自助具の装着等について相談に応じ、指導することを通じて多様な需要や家庭の対応の実態等について把握し、知識を深める。また、在	在宅の老人、障害者等を対象として、技術修得の相談に応じ、指導することを通じて、多様な技術需要を把握し、入所者の訓練内容の充実に資する。また、入所者との共同作業に参加させることにより、入所者と在宅の老人、障害者等相互の情報交換、励ま	入所者に対する処遇の質の高い取り組みを支援する。	施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。

	る。	図る。		との接触のあり方等の実態を把握し、知識を深める。	宅障害者等を招き入所者とともに訓練する機会を設け、相互の情報交換、励まし合い、自立意欲の向上等を図る。	し合い、自立意欲の向上等を図る。			
2. 実施方法 (例)	施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。	部外者招へいによる入所者との座談会、レクレーション、一日親子等を実施する。	① 近隣施設の職員と共同で処遇困難な事例等の研究会を開催する。 ② 職員を県内又は県外の他の施設で実地研修させる。	パンフレット、スライド、ビデオ等により介護方法を助言、指指導する。	パンフレット、スライド、ビデオ等により機能回復訓練、補装具、自助具の操作方法等を助言、指指導する。	パンフレット、スライド、ビデオ等により技術修得のための作業訓練方法を助言、指指導する。また、入所者との共同作業に参加させる。	①職員体制や施設の運営体制等において個別ケア実現のための取組を行う。 ②ソーシャルワーク機能の強化に資する教材を購入し、すべての生活相談員に対し研修を実施する。 ③事故防止に資する業務マニュアルの作成など、危機管理（リ	入所施設 ①現体制では夜勤体制及び宿直体制の確保が困難な施設に宿直専門員を雇上げる等夜間監視体制の強化を図る。 ②地域住民等への防災支援体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ③職員等への防災教育、訓練の実	通所・利用施設 ①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ②職員等への防災教育、訓練及び避難具の整備を促進する。

							スクマネ ジメント) に関する 取組を行 う。	施及び遊 雑具の整 備を促進 する。	
3. 加算単価	30万円 以内	30万円 以内	30万円 以内	15万円 以内	15万円 以内	15万円 以内	15万円 以内	45万円 以内	15万円 以内